

札幌市生涯学習センター及び札幌市教育センター（開放施設）の 指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

- 第1回 平成29年7月11日 募集要項、選定方法等について
第2回 平成29年10月6日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

- 委員5名（市職員1人、外部委員4人）
委員長 佐久間 章 札幌国際大学教授
委員 長谷川 聡 北海道医療大学准教授
委員 香川 順 公認会計士
委員 片山 あゆ美 社会保険労務士
委員 大場 智裕 教育委員会生涯学習推進課長

3 応募団体

- 1団体（非公募）
公益財団法人札幌市生涯学習振興財団（※現指定管理者）
非公募により応募を求めた理由：別紙のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

公益財団法人札幌市生涯学習振興財団 理事長 西村 喜憲
札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号

(2) 選定の理由

公益財団法人札幌市生涯学習振興財団（以下「生涯学習振興財団」という。）は、平成12年の生涯学習センター及び教育センターの開放施設（以下生涯学習センターと合わせて「当該施設」という。）の供用開始から管理運営を担ってきた団体であり、指定管理者制度が導入された平成18年度以降は、指定管理者として良好な管理運営を行っている。

この度の生涯学習振興財団の提案内容は、当該施設の管理運営業務の各要求水準を満たしており、さらに、当該施設の選定基準である施設の効用発揮の面において、目標稼働率を達成し得る利用促進計画となっている点などが評価された。また、安定経営能力に関して、財務状況や職員配置の点において高く評価されたほか、学習成果の活用や生涯学習環境の充実に関する選定基準である学習活動の促進等についても、第3次札幌市生涯学習推進構想の実現に寄与することを念頭に置いた提案がなされた。

以上の点から、当該施設の設置目的を効果的に達成するために、生涯学習振興財団は指定管理者の候補者として適切であると判断された。

なお、指定管理者選定委員会において、生涯学習センターの設置目的の達成のためには、生涯学習センターの調査・研究等業務について、社会教育や生涯学習に関する提言等を本市に対して行えるよう組織体制や仕組みを構築すべきといった意見のほか、当該施設の職員の専門性向上のために、職員が研修等を受講しやすく、受講した研修等の成果を組織全体に生かすことができる組織体制や仕組みを構築すべきといった意見があった。

(3) 評価結果

選定基準	配点	候補者
①平等利用の確保	25点	25点
②施設の効用発揮	250点	219点
③安定経営能力	225点	205点
④管理経費の縮減	75点	55点
⑤学習活動の促進等	350点	258点
⑥その他	75点	62点
合計	1,000点	824点
得点率	—	82.4%

別紙

選定方法を非公募とした理由

札幌市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）は、本市の生涯学習の中核施設であり、さっぽろ市民カレッジを中心に、学習機会や学びの成果を発表する場所の提供、学習相談、生涯学習の普及啓発など、多岐にわたる生涯学習に関する事業を行っている。これらの事業を継続的・安定的に実施していくためには、長期的な視野に立って、生涯学習に関する専門知識や事業の企画立案に関するノウハウを蓄積し、生涯学習に携わる市民や関係機関とのネットワークを構築していくことが不可欠である。

現在の指定管理者である公益財団法人札幌市生涯学習振興財団（以下「生涯学習振興財団」という。）は、生涯学習に関する専門知識や事業の企画立案のノウハウを蓄積しており、現在においても良好な施設の管理運営を行っていることから、引き続き指定管理者とすることが適当である。

また、生涯学習センターを設置当初から運営管理してきた生涯学習振興財団は、平成19年に「第2次札幌市生涯学習推進構想」（以下「2次構想」という。）が策定されてからの10年間で、さっぽろ市民カレッジにおいて、市民講師による「ご近所先生企画講座」をセンターだけでなくコミュニティ施設をはじめとする地域の施設でも実施してきたほか、高校生と市民と一緒に学ぶ「学社融合講座」を都心部である市立札幌大通高校で実施するなど、身近な地域から都心まで、広く学びの場づくりを進め、2次構想の実現に寄与する取組を行ってきた。

この度、平成29年3月に策定した「第3次札幌市生涯学習推進構想」（以下「3次構想」という。）において、さっぽろ市民カレッジの「市民活動系」「産業・ビジネス系」講座の充実を、構想の重要施策として位置付けているなど、3次構想に基づき生涯学習施策を進めていくに当たっては、生涯学習センターの事業内容の企画立案等について、本市と指定管理者が密接に連携し、一体となって取り組む必要があり、そのためには本市による指定管理者への継続的・積極的な関与が必要となる。

この条件を満たす団体は本市の出資団体であり、現在の生涯学習センターの指定管理者である生涯学習振興財団のほかにはないことから、非公募として、生涯学習振興財団に指定管理者の申込みを求めたものである。

札幌市教育センターの開放施設（以下「教育センター開放施設」という。）については、生涯学習センターと同一の建物内にあり、生涯学習センターと教育センター開放施設を一体的に管理することが、市民の利便性向上と施設の効率的な運営にとって効果的であることから、生涯学習センターの指定管理者を非公募とすることに併せ、教育センター開放施設の指定管

理者についても非公募として、生涯学習振興財団に指定管理者の申込みを求めたものである。